

内 生

令和2年11月10日

各 所 属 長 様

生 活 課 長

ぐんまパートナーシップ宣誓制度の実施に伴う協力について（依頼）

性的マイノリティに対する社会的な偏見や差別をなくす動きの中で、県において「ぐんまパートナーシップ宣誓制度の実施について」別添のとおり、通知がありました。都道府県での実施は3例目となります。

制度の導入に伴い、本市においても多様性を認め、一人ひとりを尊重する社会の推進に向け、パートナーシップ制度を婚姻に準ずるものと捉え、サービスの提供を推進していきたいと考えております。

つきましては、7月30日付「パートナーシップ制度導入に向けた協力可能事務の確認について」の照会で協力可能としていただいた所属を含め、各所属で所管する婚姻や配偶者に関する事務手続きにおいて、改めて県の制度への協力をお願いいたします。

なお、施行期日等詳細がわかりましたら、別途お知らせいたします。

（地域振興係・男女共同参画センター）

【問い合わせ先】

生活課 地域振興係

担当：増田、酒井

内線：3236